

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成三十一年三月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第四十八号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。
附則に次の一項を加える。

4 第一条の三第一項の表肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の項第一号中「六十五歳の者」とあるのは、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間においては「平成三十一年三月三十一日において百歳以上の者及び同年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に六十五歳、七十歳、七十五歳、八十歳、八十五歳、九十歳、九十五歳又は百歳となる者」と、同年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間においては「六十五歳、七十歳、七十五歳、八十歳、八十五歳、九十歳、九十五歳又は百歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者」とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 根本 匠
内閣総理大臣 安倍 晋三